

大崎町立学校在り方検討委員会の運営を問う

設置規定に従って運営した



中山 美幸 議員

統合はやむを得ず、児童生徒数の減少と校舎の老朽化や耐震化など考慮し、中学校は早い段階で1校に統合することが望ましいとの答申である。

活性化は早急に 取り組むべきである

中山議員

在り方検討委員会で学校の活性化について、どのような話し合いがなされたか、活性化は大崎第一中学校の統廃合とは別の問題で早急に進めるべきと思うがどのように考えているか。

委員会 設置規定を問う

中山議員

分館毎に意見をまとめ答申がなされたとの答弁である。委員会設置規定第6条 会議は公開する。第8条 委員は業務上、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。6条と8条の対比関係をどのように据えるか。

原則公開である

管理課長

第6条の会議は公開するとあることから、会議そのものは当然傍聴も認めて公開するべきである。第8条の守秘義務について

なぜ未来の計画に 掲載しないのか

中山議員

すでに在り方検討委員会で答申を受けているのに、大崎町過疎地域自立促進計画、第2次大崎町総合計画の中に学校教育等々統合問題は記載されていない。軸足が住民の立ち位置にある行政運営を実施すべきかどうか。

進行段階である

町長

第1回説明会の段階から様々な意見があり、統合問題は進行段階であり計画に掲載はしていない。

町営・公営住宅の 基本計画は

中山議員

社会資本整備審議会答申を受けて、国は平成18年住生活基本法案を定めている。そのなかで少子高齢化の伸展、低額所得者、子供を育成する家庭などの居住安定などの基本理念が定められているが、本町の公営住宅、町営住宅政策の基本姿勢と計画を問う。

計画を策定し 実施する

町長

これまで住宅施策は、若者向けの住宅で町の活性化に資することを目的に1戸建て住宅を16戸建設、県の共済住宅を譲り受け12戸の町営住宅として改修しているほか、民間資本を活用した定期借地権付分譲マンション「グランステラ大崎」や、定住化を目的とした町有地の宅地分譲の造成を行っている。本町の公営住宅は昭和30年後半から40年代に建設された住宅が半数以上で、更新期はすでに越えており、居住

優位な補助事業 を利用すべき

中山議員

公営住宅の整備補助事業も各種ある。本町での計画はないが、近隣市町はすでに実施している。補助率45%の補助事業で計画策定についても1/3から1/2の範囲で国の補助があるようだが、実施する気はないか。

提案を取り入れ 実施する

町長

総合計画の中で人口増に対する目標などの数値も掲げており、住宅の必要性も認めている。総合計画、過疎計画に入れて実施したい。また、提案のあった事すべてを踏まえ実施する。

中学校は1校が 望ましい

町長

義務教育の9カ年、子供は教育を受ける権利、親は教育を受けさせる義務がある。成長発達段階に応じて必要な教育を施していくということが極めて大切である。中学校

取り組んでいく べきと考える

町長

義務教育に関しては教育長が責任を持っている。教育の活性化は子供たち